

令和 2 年度第 4 回南部町介護保険運営協議会	
令和 3 年 1 月 21 日（木） 午後 6 時～	資料 3

議事 3

地域密着型サービス事業所の新規指定について

議事 3

地域密着型サービス事業所の新規指定について

高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者は今後も増加することが見込まれる中、「第7期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成30～32年度）」に基づき、介護が必要となった高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護の1事業所（定員29人以下）の公募を行いました。応募件数は1事業者でした。

事業者の選定においては、南部町介護保険運営協議会において、「1次審査」及び「2次審査」を行い、事業者を選定しました。

1次審査 (令和元年10月21日)	応募書類により、事業内容、人員・設備・運営に関する基準、資格等を審査
2次審査 (令和元年11月28日)	1次審査通過者を対象にヒアリング等を実施し、本事業の詳細計画、運営方針、サービス提供内容等を総合的に審査
選定事業者名	法人等名称 一般社団法人 南優会 住所 南部町大字鳥舌内字水上19番地 代表者氏名 代表理事 松本 啓吾

令和2年12月15日付けで指定地域密着型サービス事業所の指定申請があり、介護保険法第78条の2第7項において、「市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされておりますので、本協議会へ諮問するものです。

1. 申請者

申請法人等名称	一般社団法人 南優会
住所	南部町大字鳥舌内字水上19番地
代表者氏名	代表理事 松本 啓吾

2. 指定を受けようとする事業所の種類

サービスの種別	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
事業所名	小規模多機能ホーム 蒼
事業所所在地	南部町大字下名久井字如来堂5番地1
床面積	566.00㎡
定員	登録29人 通い18人 宿泊8人

事業開設（予定）年月日	令和３年２月１６日			
事業の目的	要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。			
運営方針	住民が住み慣れた地域において、人生の最後の一瞬まで、自分らしく生きられるよう、「住まい、医療、介護、予防」それぞれのサービスが一体的に、切れ目なく提供でき、本人、家族、事業者、地域が一体となり支えあう共生社会の一助となる。			
居室・設備の概要	設備の種類	部屋数	設備の種類	部屋数
	居室	８	トイレ（職員用を含む）	５
	居間・食堂	１	浴室	３
	台所（厨房）	１	相談室	１
提供サービス	ア 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。 イ 訪問サービス 利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。 ウ 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。 エ 相談・助言等 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。			
利用料	●宿泊費（一般居室 2,000 円／１泊、準特別室 3,000 円／１泊、特別室 4,000 円／１泊） ●食費 500 円／１食 ●おやつ代 150 円 ●オムツ・リハビリパンツ 200 円／１枚 ●尿取りパット 100 円／枚			
協力医療機関	医療機関名	国民健康保険 南部町医療センター		
	所在地	南部町大字下名久井字白山 87 番地 1		
	医療機関名	イナムラ歯科医院		
	所在地	南部町大字下名久井字如来堂 6 番地 10		
	所在地	西口内科		
	診療科目	八戸市大字尻内町字内田 1 番地 1		

3. 条例における基準との適否

◆申請者

区 分	条例における基準	適否
指定居宅サービス事業者（申請者）	ア 法人であること。 イ 従業員の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令を満たしていること。 ウ 設備及び運営の基準に従って適正に運営できること。	○

◆基本方針

区 分	条例における基準	適否
基本方針	小規模多機能型居宅介護事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようになるものとなっている。 予防小規模多機能型居宅介護事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他に日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっている。	○

◆人員基準について

区 分	条例における基準	適否
代表者	ア 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有している。 イ 代表者は、「認知症対応型サービス事業開設者研修」等の研修を修了している。	○

管理者	ア 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いている。 イ 管理者が他の職務等を兼務している場合、兼務形態は適切である。 ウ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験がある。 エ 管理者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している。	○
従業員の員数等	【看護職員又は介護職員】 ア 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっている。 イ 訪問サービスの提供に当たる従業者が1以上となっている。 ウ 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上となっている。 エ 従業者のうち1以上の者は、常勤となっている。 オ 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっている。 【介護支援専門員】 ア 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置している。 イ 介護支援専門員は「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している。	○

◆設備基準について

区 分	条例における基準	適否								
登録定員及び利用定員	ア 登録定員は 29 人以下としている。	○								
	イ 通いサービスの利用定員は、登録定員の 1/2 以上 15 人（登録定員が 25 人を超える場合は、登録定員に応じて次の表に定める）以下としている。									
	<table><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr><tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr><tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr></table>		登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人
	登録定員		利用定員							
	26 人又は 27 人		16 人							
28 人	17 人									
29 人	18 人									
ウ 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の 1/3 以上 9 人以下である。										

設備及び備品等	ア 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えている。 イ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保している（通いサービスの利用定員について、15人を超えて定める事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、一人あたり3㎡以上を確保する）。 ウ 一の宿泊室の定員は、1人となっている。 エ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっている。 オ ウ及びエを満たす個室以外の宿泊室を設けている場合、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上であり、かつ、その構造は利用者のプライバシーが確保されている。	○
---------	--	---

◆運営基準について

区 分	条例における基準	適否
利用料等の受領	事業者は利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ウ 食事の提供に要する費用 エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代 カ ア～オに掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	○

運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めている。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ その他運営に関する重要事項	○
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備している。	○
協力医療機関等	ア 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めている。 イ あらかじめ協力歯科医療機関を定めている。 ウ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えている。	○
衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないように必要な以下の措置を講じる。	○
秘密保持等	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。	○
苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。	○
地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。	○
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。	○

4. 事業計画への影響

サービス基盤	第7期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画において、1事業所（定員29人以下）の整備を計画している。
給付費	当該事業所が実施する給付費については、第7期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画において見込んでいる。

5. 書類審査・現地確認

書類審査 現地確認	ア 指定申請に係る必要書類の提出と内容確認を完了し、基本方針、人員基準、運営基準に適合していることを確認した。 イ 設備基準についても令和3年1月13日及び1月19日に現地確認を行い、基準に適合していることを確認した。
--------------	---

6. 事業所（写真）



■ 外観



■ 玄関



■ 居間・食堂



■ 台所（厨房）



■居室



■居室



■相談室



■地域交流サロン

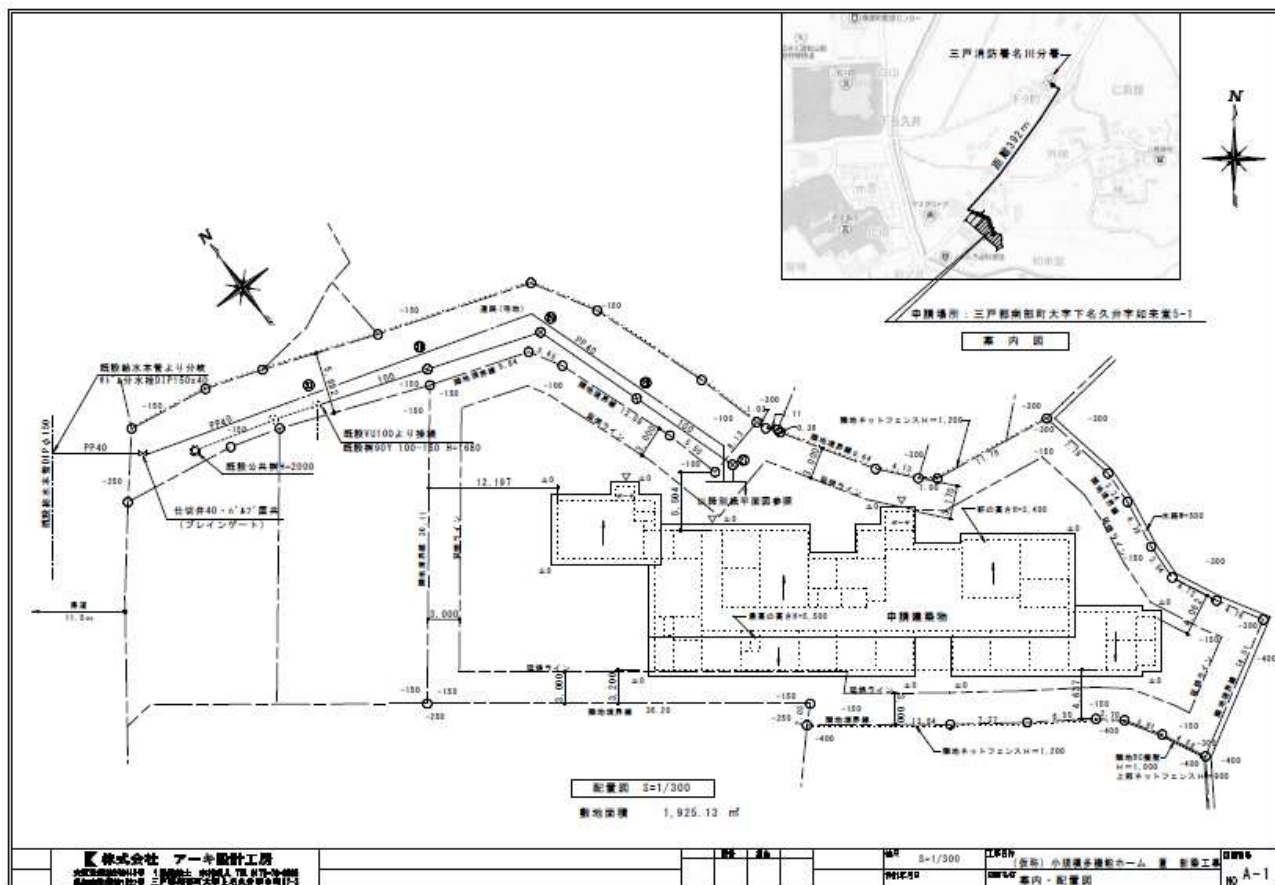


■特別入浴装置

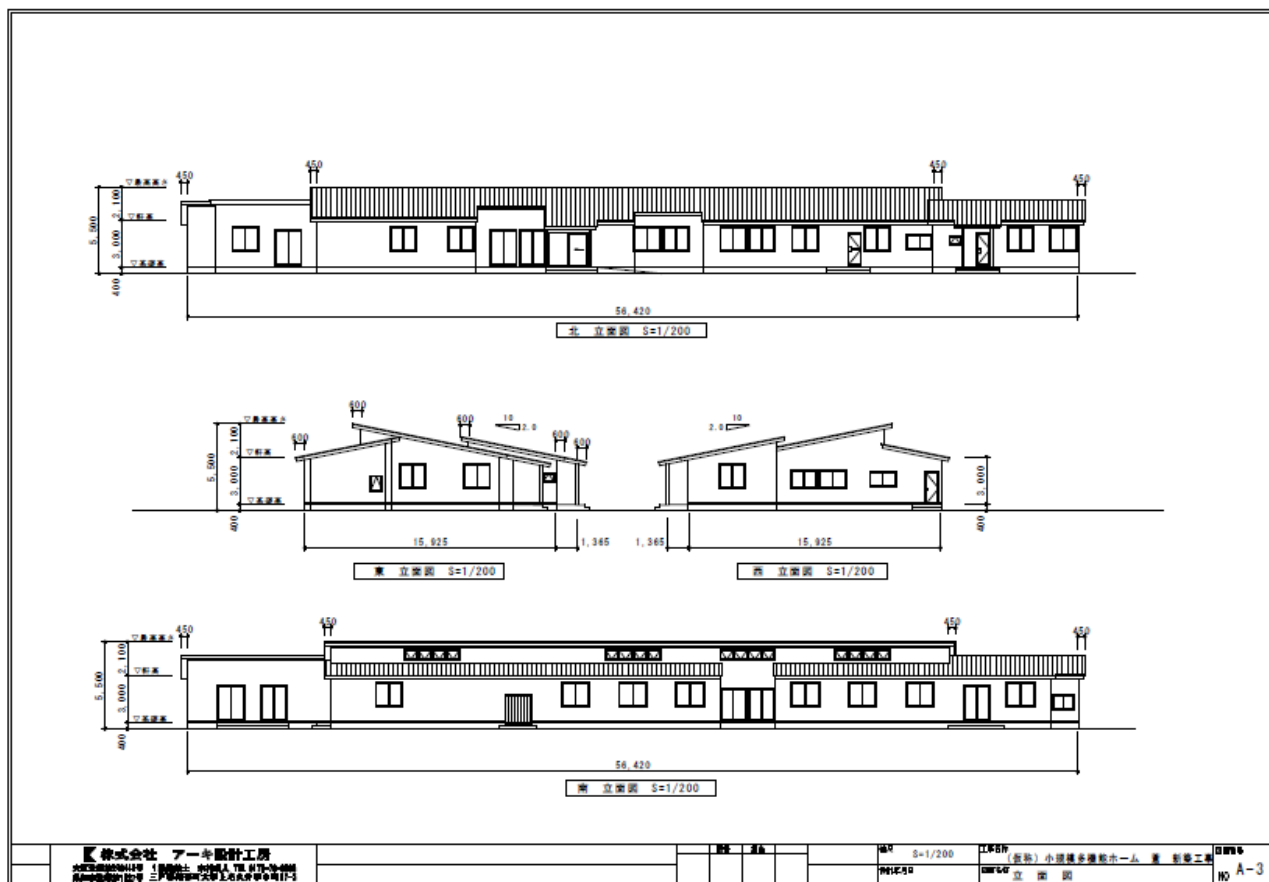


■浴室

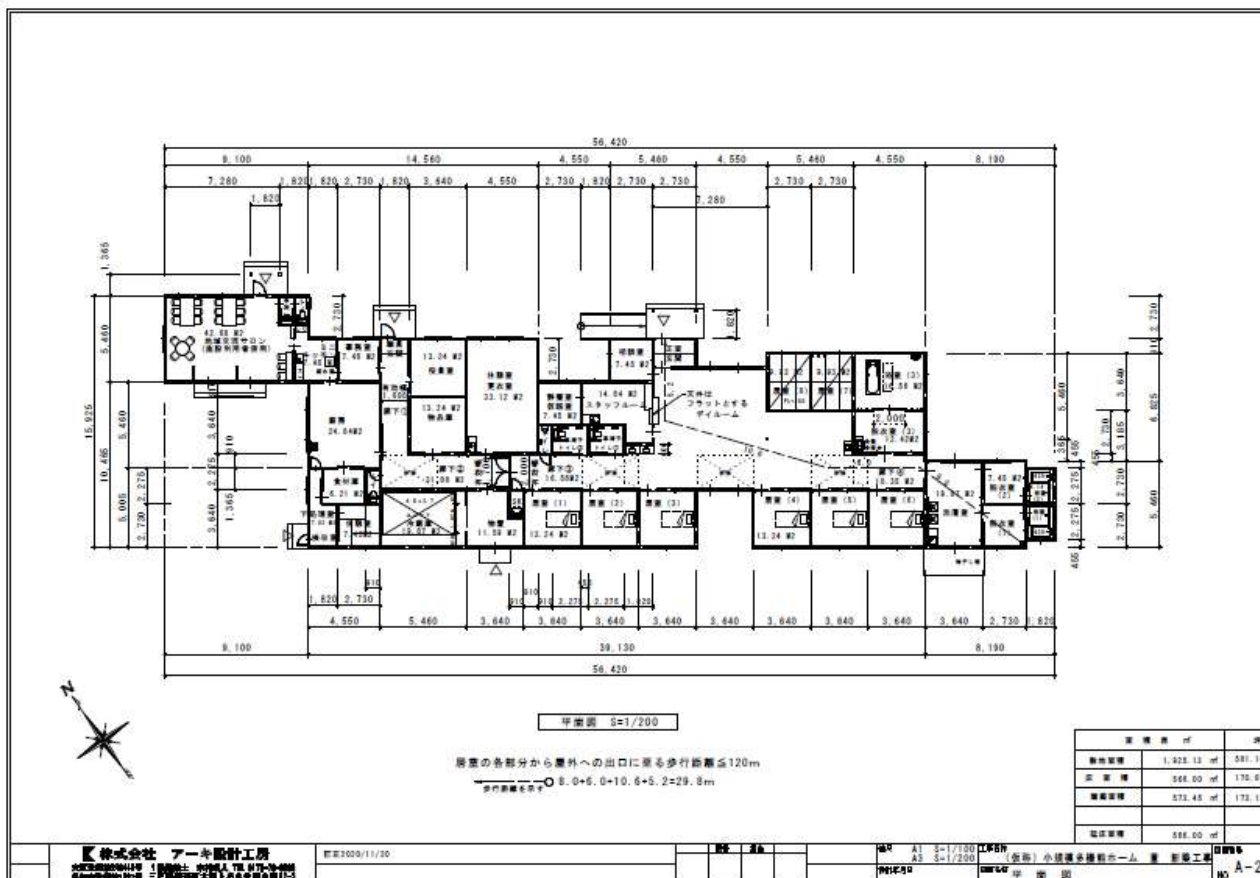
7. 配置図



8. 立面図



9. 平面図



10. 南部町介護保険運営協議会の審議

令和2年12月15日付けで一般社団法人 南優会から指定地域密着型サービス事業所の指定申請のあったことについて、南部町介護保険運営協議会で審議した結果、新規事業所として

☐ 認める

☐ 認めない

(新規事業所)

事業所名

小規模多機能ホーム 蒼 (南部町大字下名久井字如来堂5番地1)

サービスの種別

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

訪問・通い・宿泊を組み合わせる 【地域密着型サービス】

※事業所あたりの登録定員（1日当たり）・通いの定員・泊まりの定員は定められている。

